

長久手市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年12月19日

長久手市監査委員 神谷保宏

長久手市監査委員 岡崎つよし

令和 6 年度定期監査及び行政監査結果報告書

1 長久手市監査基準への準拠

令和 6 年度定期監査及び行政監査は、長久手市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査

3 監査の対象課

市民課、行政課及び財政課

4 監査の実施日

令和 6 年 11 月 8 日（金）

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和 6 年度の財務に関する事務の執行について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。特に、委託及び工事に関する事務について、適正に行われているかを主眼とした。

6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

7 監査の結果

予算の執行状況、契約手続その他の事務管理については、法令等に準拠しており適正に処理されていると認められた。

なお、その他軽易な事項については、その都度検討又は改善するよう求めた。